

水路整備後の維持管理について

○クリーク防災事業の取組について

- ・県では、平成24年度から、法面崩壊が進んでいる佐賀平野のクリーク(約580km)を木柵により護岸整備を進めています。
- ・整備後は、水路法面の維持管理と、適切な用水管理が重要です。
- ・水路法面の維持管理には、多面的機能支払制度が活用できます。



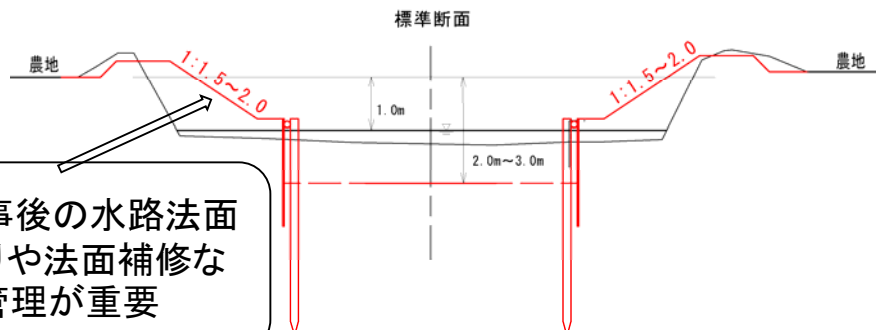
整備前



整備後



標準断面



護岸工事後の水路法面の草刈りや法面補修など維持管理が重要



整備後も適切な維持管理がないと法面が崩壊することもある！

1. 水路整備後の法面の維持管理について

整備後の水路法面を保全するには、“適切な維持管理と用水管理”が重要です。

●水路法面の適切な維持管理について

○水路法面の草刈り

○カバープランツによる水路法面の雑草対策

芝のような地面を覆うように低く生える植物の植生による雑草対策。

○防草シートによる水路法面の雑草対策

○部分的な補修について

木柵(背板や木杭等)の腐食や、法崩れなどへの早期補修。

なお、技術的な判断が必要な場合は、市町・県等に相談してください。



●多面的機能支払制度(維持管理活動の支援)を活用した水路法面の維持管理について

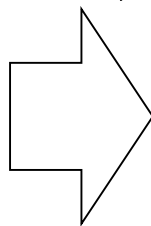
- ・水路法面は、基本的に草刈りにより適正に維持管理していきます。
(例えば、草刈りなどの共同活動への日当の支払いなどに活用)
- ・また、防草シートの設置やカバープランツの植栽などの雑草対策を実施することも可能です。
(例えば、材料購入費などに活用)
- ・活動の実施には**地元の合意形成が必要**となります。水路法面をどのように維持管理を行うか地元で話し合いをお願いします。

2. 多面的機能支払を活用した水路法面の維持管理の事例について

水路法面の草刈り



合意形成により
ステップした
活動も可能



水路法面への防草シート等の設置

防草シートの設置



カバープランツの植栽



3. おわりに

- ・工事後の水路法面の保全については、適切な“維持管理と用水管理”が重要です。
- ・地元の合意形成が図られれば、省力化を図るため、多面的機能支払制度を活用し、水路整備工事と連携した防草シートやカバープランツの設置が可能です。
- ・このため、工事後の水路法面の保全については、地元で話し合いをしていただき、今後の維持管理についてご検討いただきますようお願いいたします。

4. 問い合わせ先

工事に関すること

佐賀中部農林事務所	農地整備第一課	工事第一担当 工事第二担当	Tel 0952-31-3288
-----------	---------	------------------	------------------

多面的機能支払制度に関すること

佐賀中部農林事務所	農村環境課	計画担当	Tel 0952-31-3285
佐賀県農地・水多面的機能推進協議会			Tel 0952-24-6267
農山漁村課	むらづくり担当		Tel 0952-25-7124